

# 休眠預金等活用法に関する追加規定

## 1. (この追加規定の適用範囲)

(1) この追加規定は、一般預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条第一項に規定する一般預金をいう。）若しくは決済用預金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）に適用します。

但し、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第三条に定めるものを除きます（以下、この追加規定が適用される一般預金等を、「預金等」といいます）。

(2) この追加規定は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます）にもとづく最終異動日について定めるものです。

(3) この追加規定は、当行が定める各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この追加規定の定めがある事項はこの追加規定が適用され、この追加規定に定めがない事項に関しては、原規定が適用されるものとします。

## 2. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等)

(1) 預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、各預金等に関し、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における当該預金等にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、当該預金等にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が当該預金等にかかる預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。  
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ④ 預金等が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前項2号において、将来における当該預金等にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、当該預金等にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間又は償還期間の定めがあること。  
当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 自動継続扱いの預金について、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと。当該事由が生じた期間の満期日
  - A. 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
  - B. 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、預金等について支払が停止されたこと。  
当該支払停止が解除された日
- ④ 預金等について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。  
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと。

（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

- ⑥ 総合口座、ランクアップ定期預金および定期預金通帳等、複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等については、当該商品に係る他の預金等について、前各号に掲げる事由が生じたこと  
他の預金等にかかる当該各号に定める日

## 3. (通知方法)

預金等について、2項（1）③に定める通知は、最終異動日から9年以上経過した場合に、お届けいただいた住所宛てに、ご郵送させていただきます。

## 4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) 預金等について10年を越えてお取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

- ① 預金等に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ② 預金等に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

## 5. (本規定の変更)

(1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

- ① 契約者の一般の利益に適合する場合
- ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

(2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。

(3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以上

(2020年2月25日現在)